



にし こ
～みんなかがやく 西の子～

にし こ
西の子だより だいごう
第5号

み ねにししょうがっこう がっこうつうしん
三重西小学校 学校通信
れいわ ねん がつむいか もく
令和3年5月6日(木)

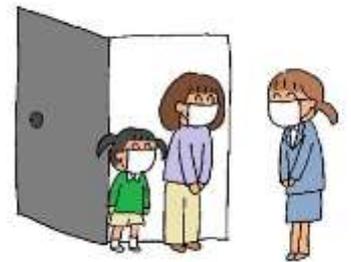


がっ がつねん あ がくしゅう かつどう じりつ もくひょう
5月になりました。学年に合わせた学 習・活動の自立を目標にして!

がっ はい あおば うつく かぜ さわ かん こ
5月に入りました。青葉の美しさや風の爽やかさを感じることができるようになり、子どもたち
えがお いっそうかがや かんせんしょう ひろ おさ まいにち れんきゅう あ
の笑顔も一層輝いてみえます。感染症の広がりがなかなか収まらない毎日ですが、連休明けの
ほんじつ げんき とうこう こ すがた しょくいんいちどうよろこ かん ほごしゃ
本日、元気に登校する子どもたちの姿に、職員一同喜びを感じております。これも、保護者の
みなさまがた ひび きょうりよく おも
皆様方の日々のご協力のおかげと思っております。

にゅうがく しんがくねん しんきゅう むか がっ お あたら つき むか がくねん
入学や新学年への進級を迎えた4月が終わりました。新しい月を迎え、それぞれの学年に
あ ちから ほんかくてき しどう はい すがた いっき もと
合わせた力をつけるための本格的な指導に入っていきます。「できる姿」を一気に求めるのでは
なく、「やろうとする意欲」を丁寧に認めていくことが、最終的には生涯につながる力として
ていちゃく がっこう こ まな こうどう かにてい たいせつ みすか こうどう
定着するといわれています。学校では子どもたちの学びや行動の過程を大切に、「自ら行動・
がくしゅう はんたん すがた こ こ ちから しょうにん きょういく めざ
学 習・判断する姿」を個々の力として承認していく教育を目指していきます。

あす かにていほうもん はじ せんじつ し
明日から家庭訪問が始まります。先日よりお知らせしております
とお かんせんよぼうたいさく じゅうぶん と げんかんさき たんじかん じっし
通り、感染予防対策を十分に取り、玄関先にて短時間で実施しま
す。入 学・進級して以来のお子さまの姿について、家庭・学校そ
れぞれの様子を交 流させてください。お子さまの今後の成 長につ
ながるお 話 ができればと思っております。よろしくお願いいたしま
す。

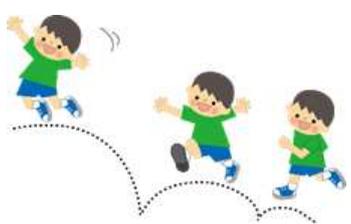


しんがくねん がくしゅう あわ ねんせいじょう がくしゅう にがて
新学年の学 習に併せ、2年生以上はこれまでの学 習の苦手・つまずきを
こくぶく ていちゃく がくしゅう
克服・定着するための学 習をしていきます



れいわ ねんど かんせんしょうたいおう りんじきゅうぎょう あたら ないよう まな お
令和2年度は感染症対応による臨時休 業があり、新しい内容を学び終えることができたもの
の、繰り返し学 習する時間が例年に比べて少なくなりました。4月から、朝の帯授業や家庭
がくしゅう とう ていちゃく どあ かくにん
学 習プリント等で、定着の度合いを確認し、できていなかったところをできるようにする学 習
をしています。今月も継続し、4年生以上については前年度までの学 習内容の定着を図る「みえ
ぜんこくがくりよく がくしゅうじょうきょうちょうさ
スタディ・チェックや全国学 力・学 習状 況調査」にチャレンジします。

(4年：みえスタ国・算、5年：みえスタ国・算・理、
ねん ぜんこくがくちょう こく さん もく ごせんちゅうじっし
6年：全国学 調 国・算、いずれも5/27(木)午前中実施)



家庭のインターネット接続環境調査について（オンラインによる学習の体制確立のために）

感染症の再拡大に伴い、学校・学級単位の臨時休業が予想される中、学校のタブレットを貸与し、家庭学習やオンライン授業ができるよう、体制の確立にご協力ください。本年度、現状におけるインターネット接続環境について、本日、お子様全員に四日市市教育委員会からの調査用紙を配付しました。4つの問いについて回答を記入いただき、5/12(水)までに担任へ提出ください。ご協力をお願いいたします。



「三重県交通安全条例」が制定されました

気候の良い時期となり、放課後や休日において、子どもたちがより活発に活動することでしょう。子どもたちにとって、自転車使用は日常的なことです。これまで、自転車については、車体の点検整備・走行中の点灯・ヘルメットの着用など、子どもたちの安全のために整えてきています。

このような中、令和3年10月1日から、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されるということについて、お知らせします。自転車損害賠償責任保険についてですが、三重県内においては自転車関連事故が年々減少している一方で、他都道府県において、自転車側に責任のある高額賠償事故が発生しており（例：小学5年生児童の自転車衝突で、親に約9,520万円の賠償命令）、このような万が一の事故に備え、被害者の救済と加害者の経済的負担の軽減を目的として、既存の「交通安全の保持に関する条例」に「自転車賠償責任保険等への加入」等を盛り込み、「三重県交通安全条例」に全面改正する議案が、県議会で議論され、この3月23日に可決、令和3年10月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入にかかる条文が施行されることになりました。自転車損害賠償責任保険は、既存のカードや自動車の保険等に含まれている場合もありますので、その内容と補償額などをご確認いただくことをお願いいたします。万が一の時には不安だと思われる場合、4月に配付案内をしております「三重県PTA子ども総合保障制度（水色封筒）」は活用いただけるものの一つです。監護する未成年者が自転車を運転する場合は、その保護者に義務化されます。また、子どもたちだけでなく、対象は自転車を運転する大人も同様です。早めにご確認をお願いいたします。

